

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和7年3月10日（月曜日）		
開会	午前9時56分	閉会	午後3時14分
場所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	加嶋 辰史		
事務局職員	議事係長 谷島 孝子 調査係主任 小林 舞実		
出席説明員	【総務部】 総務部長 竹間 恭子 次長兼総務課長 濱岡 直樹 総務課公文書管理室長 井上 拓也 総務課課長補佐 藏増 彩 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 検査契約課長 河上 昌輝 検査契約課課長補佐 霜村 俊二 財産経営課長 金谷 幸一 財産経営課課長補佐 中島 祥太 資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二 【総務部 税務・債権管理局】 税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳 【総務部 人権政策局】 人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 人権推進課課長補佐 中川 真理 中央人権福祉センター参事 岡部 孝志 中央人権福祉センター総括主査 田中 隆志 男女共同参画課課長補佐 川北 明子 男女共同参画センター所長 安本 哲哉 【危機管理部】 危機管理部長 森山 武 危機管理課長 田川 新一 危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎		

	<p>【市民生活部】</p> <table> <tbody> <tr><td>市民生活部長</td><td>河口 正博</td><td>地域振興課長</td><td>山名 常裕</td></tr> <tr><td>地域振興課長補佐</td><td>有田 博</td><td>協働推進課長</td><td>小森 豊彦</td></tr> <tr><td>協働推進課参事</td><td>山根 優子</td><td>協働推進課長補佐</td><td>西垣 拓二</td></tr> <tr><td>市民総合相談課長</td><td>前田 武志</td><td>市民総合相談課長補佐</td><td>白間 純一</td></tr> <tr><td>次長兼市民課長</td><td>北村 貴子</td><td>市民課参事</td><td>植田 光一</td></tr> <tr><td>市民課課長補佐</td><td>田中 直美</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【環境局】</p> <table> <tbody> <tr><td>環境局長兼生活環境課長</td><td>山根康子郎</td><td>生活環境課参事</td><td>林 公博</td></tr> <tr><td>生活環境課課長補佐</td><td>池原 洋右</td><td>環境局次長兼環境保全課長</td><td>上田 光徳</td></tr> <tr><td>環境保全課課長補佐</td><td>西澤 直也</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【総合支所】</p> <table> <tbody> <tr><td>国府町総合支所長</td><td>山川 泰成</td><td>国府町総合支所副支所長</td><td>藪下 昇</td></tr> <tr><td>福部町総合支所長</td><td>米澤 裕治</td><td>福部町総合支所副支所長</td><td>福山あゆみ</td></tr> <tr><td>河原町総合支所長</td><td>九鬼 栄一</td><td>河原町総合支所副支所長</td><td>前田 武彦</td></tr> <tr><td>用瀬町総合支所長</td><td>太田 潤一</td><td>用瀬町総合支所副支所長</td><td>岡本 秀一</td></tr> <tr><td>佐治町総合支所長</td><td>下田 俊介</td><td>佐治町総合支所副支所長</td><td>下石 直生</td></tr> <tr><td>気高町総合支所長</td><td>中原 登</td><td>気高町総合支所副支所長</td><td>久野 明男</td></tr> <tr><td>鹿野町総合支所長</td><td>岡本 幸子</td><td>鹿野町総合支所副支所長</td><td>小林 克己</td></tr> <tr><td>青谷町総合支所長</td><td>佐々木敏彦</td><td>青谷町総合支所副支所長</td><td>田中 陽一</td></tr> </tbody> </table>	市民生活部長	河口 正博	地域振興課長	山名 常裕	地域振興課長補佐	有田 博	協働推進課長	小森 豊彦	協働推進課参事	山根 優子	協働推進課長補佐	西垣 拓二	市民総合相談課長	前田 武志	市民総合相談課長補佐	白間 純一	次長兼市民課長	北村 貴子	市民課参事	植田 光一	市民課課長補佐	田中 直美			環境局長兼生活環境課長	山根康子郎	生活環境課参事	林 公博	生活環境課課長補佐	池原 洋右	環境局次長兼環境保全課長	上田 光徳	環境保全課課長補佐	西澤 直也			国府町総合支所長	山川 泰成	国府町総合支所副支所長	藪下 昇	福部町総合支所長	米澤 裕治	福部町総合支所副支所長	福山あゆみ	河原町総合支所長	九鬼 栄一	河原町総合支所副支所長	前田 武彦	用瀬町総合支所長	太田 潤一	用瀬町総合支所副支所長	岡本 秀一	佐治町総合支所長	下田 俊介	佐治町総合支所副支所長	下石 直生	気高町総合支所長	中原 登	気高町総合支所副支所長	久野 明男	鹿野町総合支所長	岡本 幸子	鹿野町総合支所副支所長	小林 克己	青谷町総合支所長	佐々木敏彦	青谷町総合支所副支所長	田中 陽一
市民生活部長	河口 正博	地域振興課長	山名 常裕																																																																		
地域振興課長補佐	有田 博	協働推進課長	小森 豊彦																																																																		
協働推進課参事	山根 優子	協働推進課長補佐	西垣 拓二																																																																		
市民総合相談課長	前田 武志	市民総合相談課長補佐	白間 純一																																																																		
次長兼市民課長	北村 貴子	市民課参事	植田 光一																																																																		
市民課課長補佐	田中 直美																																																																				
環境局長兼生活環境課長	山根康子郎	生活環境課参事	林 公博																																																																		
生活環境課課長補佐	池原 洋右	環境局次長兼環境保全課長	上田 光徳																																																																		
環境保全課課長補佐	西澤 直也																																																																				
国府町総合支所長	山川 泰成	国府町総合支所副支所長	藪下 昇																																																																		
福部町総合支所長	米澤 裕治	福部町総合支所副支所長	福山あゆみ																																																																		
河原町総合支所長	九鬼 栄一	河原町総合支所副支所長	前田 武彦																																																																		
用瀬町総合支所長	太田 潤一	用瀬町総合支所副支所長	岡本 秀一																																																																		
佐治町総合支所長	下田 俊介	佐治町総合支所副支所長	下石 直生																																																																		
気高町総合支所長	中原 登	気高町総合支所副支所長	久野 明男																																																																		
鹿野町総合支所長	岡本 幸子	鹿野町総合支所副支所長	小林 克己																																																																		
青谷町総合支所長	佐々木敏彦	青谷町総合支所副支所長	田中 陽一																																																																		
傍聴者	なし																																																																				
会議に付した事件	別紙のとおり																																																																				

午前9時56分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配付のとおりです。総務部・危機管理部、市民生活部の審査を行います。企画推進部、各種委員会等の所管分につきましては、あした、3月11日としております。

令和7年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっております。委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので、御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にいたしますよう、執行部及び委員の皆様にお願いをいたします。

初めに、竹間総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。竹間総務部長。

○竹間恭子総務部長 本日御審議いただきますのは、まず、2月21日に説明申し上げました、先議分以外の議案、これが、議案第45号～47号までと、57号、64号の5件ございます。

そして、3月6日に追加提案させていただきました、議案第69号鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分と、議案第71号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、こちらは説明をさせていただき、その後、御審議をいただきたいと考えております。

また、予算審査特別委員会総務企画分科会へ切替えの後は、説明のほうは、前回の分科会でさせていただいておりますので、本日は、どうぞ御審議のほう、よろしくお願ひいたします。

議案第45号刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案審査に入ります。先議分以外につきましては、前回の委員会で御説明をいただいております。

質疑に入ります。議案第45号刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、採決に入ります。議案第45号刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第46号鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 引き続き、議案第46号鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、質疑のある方は、挙手をお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。これより、議案第46号鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第47号職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第47号職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第47号職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号鳥取市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第57号鳥取市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第57号鳥取市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号包括外部監査契約の締結について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第64号包括外部監査契約の締結についてであります。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第64号包括外部監査契約の締結についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、追加提案分に入ります。議案第69号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第69号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第10号）、所管に属する部分について御説明いたします。説明に当たりましては、A4横資料の4、総務企画委員会説明資料、令和6年度2月追加補正予算に沿って進めさせていただきます。資料4の左に、予算書並びに所属別事業一覧のページを振っておりますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、2ページを御覧ください。歳入についてでございます。款地方交付税、特別交付税、補正額が1億7,235万7,000円、そして、款繰入金、財政調整基金繰入金、補正額は5億円でございます。

こちらにつきましては、このたび追加提案いたしました補正予算第10号、除雪関連経費など、総額6億7,235万7,000円、こちらに必要となる一般財源でございます。特別交付税につきましては、能登半島の地震の災害復旧でありますとか、全国的に大雪に見舞われていることから、県からは、多くの配分は期待しづらいのではないかと言われておるところであります。このたびの補正額につきましては、台風第7号の影響で、大幅増になりました5年度を除きまして、直近でありますと、令和3年度・4年度の実績値、それぞれ24億6,000万弱と、24億9,000万弱となりますが、こちらを踏まえまして、補正額として計上しております。不足する部分につきましては、財政調整基金からの繰入れをさせていただきたいと考えております。

なお、今回、除雪に要した経費につきましては、このたびの対応分も含めまして、国に上げているところでございます。特別交付税の増額などによりまして、3月末時点の剰余金が見込まれる場合は、財政調整基金に戻していきたいと、このように考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。続きまして、追加補正歳出のほうにつきまして御説明をさせていただきます。

資料の3ページを御覧ください。総務費、総務管理費、財産管理費、庁舎管理費の本庁舎維持管理費でございます。予算書は12ページ、所属別事業一覧は3ページの1番です。本事業費は、本庁舎の維持管理費に係る事業費ですが、この2月の積雪に伴い、本庁舎駐車場において、排雪のために必要な経費につきまして、当初予算額を超えた部分につきまして、本議会におい

て、実績に基づき追加補正をお願いするものです。

これは、2月3日から9日にかけて降り続いた雪により、駐車スペースに除雪した雪が山積し、利用可能台数が減少したため、満車になり、来庁者が利用できない状況が生じることから、至急排雪し、駐車スペースの確保をする必要があったためのものでございます。補正額は、2月6日・9日に、駐車場から排雪するために、業者への委託料として支払った71万7,000円を増額させていただくものです。

2月追加補正につきましての説明は、以上で終わります。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 除雪なんですかけれども、歳入のほうは、所管の委員会ということで、ちょっと聞かせてもらいます。一般的に、除雪の場合は、その冬になってみないと分からぬということと、今回は特に、多額の除雪費が必要だということで、財政調整基金から繰り入れてるんですけど、さっき課長が言ってた、後で、いわゆる特交ですね、この除雪費をどこまで国が見てもらえるのか、この辺りは、その国の財政との関係も、もちろんあるんだろうけれども、大体、一般論からすると、100%見てもらえるもんなのか、あるいは、そうではないのか、その辺りはどういう状況ですか。

◆吉野恭介委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。過去を振り返りますと、大雪が降った令和3年とか、前年に対して増えた年もございました。ただ、一方で、特別交付税、そもそも、国の交付税制度自体が、地方交付税の総額は、年々若干増えてますので、交付税の配分も、年々少しづつ増えていくのかなと思ってますが、交付税のうちの94%が普通交付税で、6%が特別交付税に配分されまして、いわゆる総額が決まっている状況にございます。近年を見ますと、1兆1,000億円ぐらいが特別交付税に配分されてまして、令和6年度は、1兆2,000億円余配分はされてるんですけど、うちの1,000億弱は、能登半島の地震に復興に使うということで、1兆1,000億円ぐらいをどのように全国で配分するかというところですので、要望は出しておりますが、全国的に積雪が多い中で、多くの配分は期待できないのではないかなどは思っているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 特交の場合、市のこの、鳥取市の積雪の予想っていうのは、どこもそうなんだけども、なかなかしづらいような状況の中で、このたび、これは全国的に、かなりの除雪費がかかってるんじゃないかなあということになると、100%はなかなか難しいのかなっていう感じはします。

以前は、昔ですよ、鳥取市の除雪予算っていうのは、年度当初に、1万とか10万とか上げておいて、結局、3月じゃない、6月か、もう年度は越して、全部が終わってしまってから、要するに、雪のシーズンが終わってから、改めて、その全部で何とかかかったと、そういう格好で、補正予算上げて、業者に払ってたっていうふうな時代がありました。ですから、12月に除雪した費用を、業者のほうには6月補正ですから、冬の、それこそ除雪費が夏に支払われる

っていうような状況が、昔はそういう状況もあったわけですけれども、今は、そういうことは多分ないと思うんだけれども、いずれにしても、除雪は、民間の除雪業者が担いを負うところが多いんで、この辺りの支払いっていうのは、これはしっかりとやっていただきたいということ。もう一点は、やっぱり国に対して、今回特にそうなんだけども、いわゆる豪雪地っていいますか、そういういたところの市長会で、併せて、この特交についてですね、しっかりと要望していくべきだというふうに思っておりますので、これはまた、市長のほうにでも、こういう意見があったということは伝えてやってください。以上です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということで。そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第69号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第71号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、引き続きまして、議案第71号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての説明を、執行部、お願いします。田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。議案第71号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明を申し上げます。説明に当たりましては、資料5の説明資料に基づきまして、説明をさせていただけたらと思います。

2ページのほうを御覧いただけないでしょうか。非常勤消防団員等が、災害現場での防災活動により、死亡、負傷または疾病にかかった場合などに係る損害補償につきましては、消防組織法第24条第1項の規定に基づきまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める基準に従いまして、市町村が条例で定めるところにより行うこととされています。本年2月21日に、この基準を定める政令が改正されまして、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定が行われたことに伴いまして、本市の公務災害補償条例を改正しようとするものでございます。

具体的な内容につきましては、資料、第2、改正内容のところに記載しているところでございますが、損害補償の算定の基となる補償基礎額の引上げと、扶養に係る補償基礎額の加算額を改定するものとなっております。なお、政令の基準額につきましては、一般職の国家公務員、公安職でございますが、この俸給表と扶養手当支給額を基に設定されておりましたため、この給与改定に伴って、公務災害に係る補償基礎額の改定が必要になったことによるものです。

改正後の損害補償等の規定につきましては、令和7年4月1日以後に支給事由が発生するものから適用するものとしております。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。本案に対する質疑はありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 扶養に係る補償基礎額のところなんですかとも、配偶者のところに、括弧書きで、婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むっていうふうに書いてあるんですけど、これは、もともと国の政令が改正されてっていうことなんですか、その同性婚の場合は、どういうふうに想定されているか分かりますか。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 すみません、今、同性婚の取扱いがどのようになるかという資料を持ち合わせておりませんが、国の基準に従ってというところになりますので、国などとも確認しながら、そういう事例が発生した場合は、対応していきたいと思っております。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 いろんなところで、その配偶者っていうものが対象に上げられる場合に、その範囲っていうのが、昔と違って、今は本当に、ここに書かれてるように、婚姻の届出にかかるわらずっていうところが含まれてくるようになってきてるんですが、その同性婚っていうことに対しての扱いっていうのが違つてたりするわけですね。制度によつたら、自治体によつても違うっていうところがあるので、ちょっとこれについてはどうなのか、ちょっとまた國のほうに聞いていただきて、分かったら、また委員会のほうにでも、資料等で教えていただけたらと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 同じ項のことなんですが、例えば、その国の制度で問い合わせたときに、これがなかつた場合、例えば、今、県ではパートナーシップ制度が導入されてて、市もそれに準じて行うということになつてるので、市としての対応ができるのかどうなのか、そういうこともちょっと検討していただけたらありがたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということでよろしいですか。そのほか質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第71号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。それでは、総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午前10時17分

総務企画委員会に切替え 午後0時57分 再開

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を再開いたします。

市民生活部の審査に入ります。令和7年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっております。委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので、御承知ください。

なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いをいたします。

まず初めに、河口市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。河口市民生活部長。

○河口正博市民生活部長 市民生活部長の河口でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひをいたします。本日は、御審議をいただく案件は、先般2月25日に御説明をさせていただきました3件の議案をお願いをしたいというふうに思っております。また、3月6日に追加提案をいたしました補正予算が1件ございます。こちらの審議も、よろしくお願ひをいたします。

それでは、議案第69号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第10号）、所管に属する部分でございますが、こちら、2月の降雪のときに、特に雪が多く降りました東部のほうの地域、国府、それから福部、こちらの総合支所の駐車場の除雪に関する経費を増額をさせていただきたいというふうに思っております。合わせまして、38万9,000円の増額補正でございます。

次に、報告案件が1件ございます。こちら、鳥取市自治基本条例見直しの案ということでございます。自治基本条例は、4年に1度、4年に満たない期間に、まずは、この社会情勢、これに適合してるかどうかの検討を始めることということになっております。これを受けて、昨年2月、市長の一応、諮問機関とはなりますけども、市民自治推進委員会を立ち上げまして、1年間議論をさせていただきました。その案が固まりましたので、本日報告をさせていただくものでございます。具体的には、例えば言葉の定義、これをちょっと明確にさせていただこうというふうに考えておりますし、あるいは、市民の責務と役割についてというところがございますが、こちらは、今、参画と協働、要するに義務を課すわけですので、こここの部分はしっかりと配慮するような文章を入れていこうということでございます。そして、何よりも今、市民の皆さん、関心が高い防災のところに關していくれば、日頃から災害に対する備えをするという項目を追加をさせていただいております。こういった見直しになっておりますので、しっかりと御説明をさせていただきたいと思います。

なお、本日説明の後、4月1日、来月からですね、パブコメのほうをかけさせていただきます。市民の皆様から御意見をいただいて、その後しっかりと修正をかけた上で、6月議会に御提案をさせていただくと、こういう段取りでいかせていただこうと思っております。

今日は、こういった案件でございますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。なお、詳細につきましては、それぞれの所属長のほうから説明をさせていただきます。簡潔明瞭に説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

議案第50号鳥取市手数料条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案審査に入ります。先議分以外につきましては、前回の委員会で御説明をいただいております。

質疑に入ります。議案第50号鳥取市手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑のある方は、举手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第50号鳥取市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、举手をお願いします。

〔賛成者举手〕

◆吉野恭介委員長 举手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第65号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第65号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について質疑を行います。質疑のある方は、举手をお願いします。ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第65号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。本案に賛成の方は、举手をお願いします。

〔賛成者举手〕

◆吉野恭介委員長 举手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第66号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についての質疑を行います。質疑のある方は、举手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第66号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、追加提案分に入ります。議案第69号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部、お願いします。山川支所長。

○山川泰成国府町総合支所長 国府町総合支所、山川でございます。それでは、追加の補正予算につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。予算書については13ページでございます。お配りしております資料については、資料4の2ページ、事業一覧につきましては、3ページでございます。庁舎管理費のうち、（国府町総合支所管理費）、24万6,000円をお願いしております。冒頭、河口部長のほうから、説明がございましたが、2月に立て続けに降りました雪の関係で、庁舎の駐車場の除雪経費に不足が生じたため、緊急的に増額をお願いするものでございます。

なお、福部町総合支所のほうからも、14万3,000円の補正、追加補正をお願いしております。こちらにつきましても、同様の理由によりまして、庁舎の除雪経費の増ということでの補正でございますので、福部町支所からの説明につきましては、省略をさせていただきます。以上簡単ですが、説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 御説明をいただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第69号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「鳥取市自治基本条例見直し（案）」に係る市民政策コメントについて（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、報告事項に入ります。鳥取市自治基本条例見直し（案）に係る市民政策コメントについての報告を、執行部、お願いします。小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。鳥取市自治基本条例見直し（案）に係る市民

政策コメントについて報告をさせていただきます。お配りしております資料の5と、別冊資料を御用意しておりますが、鳥取市自治基本条例見直し（案）についてという、その2つの資料を使いまして説明をさせていただきます。

まず、資料5を御覧いただきたいと思います。本市では、まちづくりの基本ルールを明らかにしました鳥取市自治基本条例を、平成20年10月1日に施行をしております。本条例は、条例施行から4年を超えない期間ごとに、その内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合したもののかどうかを検討することが規定されておりまして、本年度が、4回目の見直しの時期に当たります。市長の諮問を受けました、鳥取市市民自治推進委員会において議論が重ねられまして、このたび、条例見直しの素案がまとまりましたので、市民政策コメントを実施しまして、市民の皆様の御意見をいただこうとするものでございます。

実施期間は、本年の4月1日～4月の25日までといたしまして、実施に当たりましては、各種広報媒体でお知らせをするとともに、自治連合会ですとか、各種団体に説明をいたしまして、あるいは資料提供をいたしまして、幅広く御意見をいただけるように、周知に努めてまいりたいと考えております。

スケジュールといたしましては、市民政策コメントを終了後、直ちに御意見を踏まえた条例改正議案の作成に着手をいたしまして、市議会6月定例会に、条例改正議案を上程することとしておりまして、議決をいただきましたら、7月の改正条例の施行を予定してございます。

それでは、見直し素案の概要について説明をさせていただきます。別冊のほうで説明をさせていただきます。資料1を御覧いただきたいと思います。黄色に着色をして、下線を引いております部分が、変更箇所となります。まず、第2条の定義につきましては、条例名にも使っております、自治、こちらを、より身近な言葉として認識していただけるよう、新たに第4号に定義いたしますとともに、重要なキーワードであります、第6号の協働についても、より具体的な表現に補強をさせていただいているところでございます。

下のほう、民間企業等の事業者による地域活動や市政運営への参画が進んでいる状況を踏まえまして、市民の定義の中の、市内において事業もしくは活動を行う個人、もしくは団体、こちらを、事業者として明記をいたしますことで、事業者も自治の主体であるということを明確にしてございます。

また、まちづくりに参画することを事業者の権利とした条項を、新たに追加しております。

2ページを御覧ください。本条例では、市民の責務・役割が規定されておりますが、一律に責務として規定することに、抵抗感を持つ市民がいらっしゃることですとか、やむを得ない事情によりまして、責務を果たしたくても果たせない、こういった方が批判の対象になるということで、自治の委縮につながることが懸念されております。このため、まちづくりへの参画と協働は、自発的な意思によるもので、できる範囲で行われるものであるということを明示する必要がありますことから、第5条、参画及び協働の原則に、市民の責務・役割に配慮する条項を追加しております。

次に、3ページを御覧ください。本条例で使用しております、コミュニティという用語ですが、これども、こちら、以前から曖昧な言葉であるということで、見直しの必要について指摘をさ

れておりました。近年、コミュニティ意識の希薄化が進む中で、改めてコミュニティの存在と重要性を明確にいたしまして、コミュニティをより身近に感じて、みんなで守り育てられるように、分かりやすく地域活動団体と非営利活動団体、この2つに分けまして表現をして、それぞれの役割も明記しているところでございます。

次に、4ページを御覧ください。こちらは、第24条の危機管理の条項でございますが、頻発化・激甚化する災害に対しまして、市民は日頃から備えておくこと、また共助の考え方の下、隣近所による、緩やかなつながりの関係も含めまして、幅広い主体同士で助け合える関係の構築を、イメージしやすい表現に見直しをしているところでございます。

以上、説明いたしました自治基本条例の見直し素案につきまして、御意見をいただきまして、幅広い意見を踏まえた条例改正を行っていきますとともに、市民政策コメントの実施を通して、自治基本条例について、市民の皆様の理解を、さらに深めていただくように努めてまいりたいと考えております。説明は、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御報告をいただきました。

本件について、委員の皆様から御質問等はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この期間なんですけども、通常は21日以上だったっけ、20日以上だったっけ、そういう決まりというか、規定があるんですけど、ちょっとそれより数日長いような気がするんですけど、その理由はあるでしょうか。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。なるべく長く期間を取らせていただきまして、多くの意見をいただいて、条例を改正してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私も、それは大事なことだと思います。年度初め早々から始まって、あと金曜日ということで、週末ということで、切りよくね、その20日、21日にこだわらず、そうやって延ばされてるので、私は本当にこれでいいと思うんですけど、やっぱりより多く意見がね、集めれるように、周知及び声かけっていうのを、ぜひやっていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 3ページに、コミュニティを、地域活動団体、非営利活動団体に分けて明記ということで、大変いいことだというふうに思っております。私も、このコミュニティっていう意味が漠然としたような形で、しっかりとこれが何なのかなっていうのは、文章を読み取って、その中で理解していくような、そんなあれだったもんですから、それで、これ、コミュニティという言葉が、ここでは、基本条例の中でのコミュニティということなんですねけれども、今後、市のはうのですね、いろんなその文章の中で、コミュニティという言葉がそのまま、それはそれとして、コミュニティで続けていかれるのか、あるいは、さっきのここにあるように、地域活動団体とか非営利団体とか、そういった形での今度の表記の仕方になるのか、そのことと、それから、もう一つは、毎定例会っていうか、年度が替わると、もう非常にいろんな横文字がどんどん どんどん出てきて、あたかもそれこそ、知ってて当たり前だというような形で出て

くるわけでして、この辺りも、少し精査していく必要があるのかなというふうに思いますので、これは、1つは要望ですけれども、以上です。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。このたび、見直し素案のほうで、地域活動団体と非営利活動団体という形で、分かりやすく表現をさせていただいたということですけれども、この条例改正が終わりましたら、この条例の逐条解説のほうも、修正をかけていきたいというふうに考えておりまして、その中で、コミュニティということについても、詳しくもっと説明をさせていただいて、あえて、各その計画ですとか、要綱ですとか、そういったところで、コミュニティが使われてる場合も、あえて、それを、もう条例が改正されたから、すぐ直しなさいよというわけではなくて、そこでも読み取れるような対応を考えまいりたいというふうに考えております。

あと、横文字については、なるべく多くの市民の方に分かりやすい表現といいますか、なるべくその横文字とか片仮名を使わないような表現でやってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 1ページ目の、事業者の権利が第9条として上がっています。しかし、第8条は市民の責務なんですね。この責務と権利を分けた理由を教えてください。1ページの一番下に、事業者の権利で、第9条が上がってますね。そして、2ページ目に行きますと、市民の、今度は参画であるとか協働の原則というところと関連させて、第8条ということで、市民の責務というところがありますね。権利と責務を、ここの違いを教えていただければ、ありがたいと思います。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 協働推進課、小森です。2ページの、第8条、市民の責務につきましては、この前に、第7条、市民の権利というのもございます。こちらについては、事業者も含む市民の権利と責務について規定されてるところでございますが、このたびの見直しでは、この1ページに書いております、第9条の事業の、事業者の権利というのを、改めて規定をさせていただいたところでございますが、こちらは、事業者としてのこの地域、まちづくりに関わるその権利ということで、個人のその市民としての役割といいますか、権利・責務とはまた別に、事業者としてのまちづくりのその役割ということを、新たに明確に明示したいということで、第9条で、事業者の権利というのを追加をさせていただいたものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 これは、要望ということにしておきたいと思いますが、私、事業者は、権利だけがあるものだと思ってないんです。やはり、まちづくりにおいても、やはり責務があるというふうに思ってますので、この辺を逐条解説でしっかり解説してください。よろしくお願いいいたします。

◆吉野恭介委員長 小森課長。

○小森毅彦協働推進課長 ありがとうございます。市民自治推進委員会の中でも、そういう議論がございまして、やはり事業者としても、まちづくりに役割を持っていただきたいということで、新たに、こういった形で、新たな条項が追加をされてるわけなんですけれども、本来、民間企業の事業活動というのは、自由ということでございまして、まちづくりへの参加は、自発的な意思に基づくものということで、強制するものではないということがございましたものですから、まちづくりへのその役割というのを押しつけることがないように、権利のみという形で、今回追記をさせていただいてるところでございます。

しかしながら、事業者としましては、やっぱり地域社会と協調しながら、地域活動、地域の発展に寄与すると、そういう役割を担っていただきて、自覚をしてほしいということで、あえて、その留意という表現を使ってますけども、こういった形で、やっぱりその事業者としても、まちづくりに関わっていただきたいという意味で、追加をしたものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質問等ありますか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認めます。

それでは、これで総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午後1時19分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後3時11分 再開

【その他】

陳情の不採択理由の確認について

◆吉野恭介委員長 それでは、総務企画委員会を再開し、その他の項に入ります。陳情の不採択理由の確認ということになります。副委員長のほうにまとめていただきました。皆さん、いかがでしょうか。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 それでは、このとおり、不採択理由を決定したいと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

令和7年度総務企画委員会視察について

◆吉野恭介委員長 あと、令和7年度の総務企画委員会の視察についてであります。坂根委員さんのほうから、都城みたいな話もありましたけど、その後、出てきた意見が、中部であるとか、関東圏が多かったので、できればそちらでしたいなって思っております。雲坂委員からドローンの活用、それから、伊藤副委員長から大学連携のような話、それから、浅野委員さんから、

いっぱい候補が出ておりましたが、よろしいですか。

（「任せる」と呼ぶ者あり）

（「お任せします」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 任せると言つていただいたので、そのように、ちょっとまた提案させてもらいます。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 それでは、これで総務企画委員会終了します。お疲れさまでした。

午後3時14分 閉会

令和7年2月定例会

総務企画委員会・予算審査特別委員会総務企画分科会

日時：令和7年3月10日（月）午前10:00～
場所：本庁舎7階第1委員会室

総務部・危機管理部

-----《 総務企画委員会 》-----

◎議案【先議分以外：質疑・討論・採決】

- 議案第45号 刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第46号 鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第47号 職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正について
- 議案第57号 鳥取市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第64号 包括外部監査契約の締結について

◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- 議案第69号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第10号）【所管に属する部分】
- 議案第71号 鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

-----《 予算審査特別委員会 総務企画分科会 》-----

◎議案【予算審査分：質疑】

- 議案第11号 令和7年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】
- 議案第15号 令和7年度鳥取市土地取得費特別会計予算
- 議案第18号 令和7年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算

◎分科会長報告の取りまとめ

市民生活部

-----《 総務企画委員会 》-----

◎議案【先議分以外：質疑・討論・採決】

議案第 50 号 鳥取市手数料条例の一部改正について

議案第 65 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第 66 号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について

◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

議案第 69 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 10 号）【所管に属する部分】

◎報告

・「鳥取市自治基本条例見直し（案）」に係る市民政策コメントについて（協働推進課）

-----《 予算審査特別委員会 総務企画分科会 》-----

◎議案【予算審査分：質疑】

議案第 11 号 令和 7 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第 16 号 令和 7 年度鳥取市墓苑事業費特別会計予算

議案第 22 号 令和 7 年度鳥取市電気事業費特別会計予算

◎分科会長報告の取りまとめ

その他

-----《 総務企画委員会 》-----

・陳情の不採択理由の確認について

・令和 7 年度総務企画委員会視察について